

令和 7 年度

教委第 1 5 号

大野市小学校給食調理業務委託②

(有終西・有終南・上庄)

プロポーザル実施要領

大野市教育委員会 教育総務課

1 本要領の位置付け

この実施要領は、大野市有終西小学校、有終南小学校、上庄小学校の給食調理業務を委託するにあたり、事業者を募集し、企画提案（プロポーザル）方式により受託者を選考、決定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託期間 委託期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(2) 委託施設 大野市有終西小学校 大野市城町9-1
大野市有終南小学校 大野市春日二丁目8-30
大野市上庄小学校 大野市稲郷27-11

(3) 委託業務の仕様

受託者の行う業務範囲は別紙大野市小学校給食調理業務委託②仕様書に示すとおりとする。

なお、委託業務の実施に当たっては、学校給食、食品衛生及び公衆衛生に関する関係法規、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理の基準」、
「大野市学校給食衛生管理マニュアル」を遵守すること。

(4) 業務に要する費用（提案上限額）

229,375,000円（消費税及び地方消費税を含む5年間の総額）

ただし、上記金額は契約時の予定価格を示すものではない。

なお、参考業務価格が業務に要する費用（提案上限額）を超過した場合は、失格とする。

(5) 委託料の支払い

委託料は、業務実績に応じ当月分を翌月に支払うものとする。

ただし、代替調理員を除く調理員の人件費相当額については、大野市が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受託者の請求に基づき月毎に前払いにより業務委託料の支払いを行う。

3 実施スケジュール

プロポーザル実施要領等の公表	令和7年8月20日（水）
参加表明書提出期限	令和7年9月4日（木）
現場見学会	令和7年8月26日（火）14時10分～17時
質問書の受付	令和7年8月20日（水）～9月3日（水）
質問の回答	令和7年9月10日（水）
調書類の受付／締め切り	令和7年9月5日（金）～10月1日（水）
プレゼンテーション （企画提案の説明及び質疑）	令和7年10月21日
審査結果通知、見積徴集	令和7年10月下旬
契約締結	令和7年11月中旬
業務委託開始	令和8年 4月 1日（水）

※応募状況に応じて、日程を変更する場合がある。変更した場合は、大野市ウェブサイトにて公表するとともに参加を表明した事業者に別途連絡する。

4 参加資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 大野市教育委員会及び給食を提供する学校との連絡調整を速やかに行うために、大野市内に本社、支社、支店、営業所若しくは事業所（以下「事業所等」という。）を有する、又は契約締結までに大野市内に事業所等を開設すること。
- (2) 業務を円滑に遂行し得る安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 法人においては当該法人及び当該法人の代表者に、その他の団体については当該団体の代表者に市税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 令和7年度大野市競争入札参加資格者名簿の第1希望に給食調理業務の登録があること。
- (6) 大野市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続きの開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等又はその利益となる活動を行うものではないこと。
- (9) これまでに、小学校又は中学校へ給食を提供するための調理業務の受託実績を3年以上有するものであること。
- (10) 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (11) 製造物責任法（平成6年法律第86号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

5 受付期間及び必要書類の提出方法等

(1) 参加表明書

ア 受付期間 令和7年9月4日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第 1－1 号）

(イ) 誓約書（様式第 1－2 号）

ウ 提出部数 各 1 部

エ 提出先 大野市教育委員会教育総務課

〒912-8666 大野市天神町 1 番 1 号 大野市役所 2 階 2 5 番窓口

電話：0779-66-1111（内線 2801）

Eメール：kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp

オ 提出方法 持参、郵送又は電子メールによること。

また、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、郵送する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(2) 現場見学会について

ア 開催日時 令和 7 年 8 月 26 日（火）14 時 10 分から

イ 集合場所 大野市役所

ウ 留意事項

(ア) 参加を希望する場合は 8 月 25 日（月）までに現場見学会参加申込書（様式第 2 号）を提出すること。

(イ) 3 校合同で行い、有終西小学校、有終南小学校は 1 校あたり 30 分、上庄小学校は 1 校あたり 20 分とする。

(ウ) 現場見学は 1 事業者 3 名以内とし、白衣、帽子、マスク、履物を準備すること。

(エ) 現場での質疑受付及び回答は行わない。後述の質問受付期間中に受付及び回答を行う。

(オ) 調理場内の写真撮影は可能とする。

(3) 調書等の提出

ア 受付期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時まで（必着）

イ 提出書類

(ア) 調書等提出書（様式第 3 号）

(イ) 業務に関する調書（様式第 4 号の 1～4 号の 6）

(ウ) 参考業務価格（様式第 5 号）

（令和 8～12 年度の各年度の業務価格を、人件費・物価上昇を見込んだ上で 5 年間分算出すること）

(エ) 損害賠償責任保険に関する届出書及び損害賠償責任保険証書の写し

- (イ) 法人又は団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - (カ) 法人にあつては当該法人の登記簿謄本
 - (キ) 法人又は団体の概要
 - a 法人又は団体の経歴及び実績
 - b 代表者の履歴書、役員の構成及び氏名
 - c 設立趣旨、事業概要がわかるもの（パンフレット可）
 - (ク) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）
 - (ケ) 法人等の、参加表明書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - (コ) 法人においては当該法人及び当該法人の代表者の、その他の団体については当該団体の代表者の市税、都道府県税、法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（税務署で発行する納税証明書については、「その１」及び「その３の３」）
 - (サ) 決算書類等
 - a 法人にあつては過去３年の、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等の原価の明細、販売費及び一般管理費等の明細、人員表（様式第６号）、税務申告書別表１（受付印のあるもの）の写し及び科目内訳書の写し
 - b その他団体にあつては過去３年の、正味財産計算書（総括）、貸借対照表（総括）、収支計算書（総括）、税務申告書の控えの写し（収益事業を行っている場合）、人員表（様式第６号）
- ウ 提出部数 応募書類(ア)～(サ)の順に並べ、クリップ留めしたものを８部提出すること。
- ただし(カ)及び(コ)については１部のみ原本を添付し、残りは写しでよい。
- エ 提出先 ５-(1) -エと同様
- オ 提出方法 持参又は郵送によること。また、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く午前９時から午後５時までとする。
- なお、郵送する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 辞退届の提出

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和７年１０月１日（水）午後５時まで（必着）
- (2) 提出書類 参加辞退届（様式第８号）
- (3) 提出部数 １部
- (4) 提出先 ５-(1) -エと同様

- (5) 提出方法 5-(1) -オと同様

7 選定方法

審査は、大野市小学校給食調理業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という）が行い、受託希望事業者からの提出書類とプレゼンテーションの内容を踏まえ、選定委員会を開催した上で、評価基準に適合していると認められる事業者を契約候補者として選定する。

(1) 選定委員会

ア 選定委員会の役割

法人等から提出された応募書類について検討し、受託者の選定を行う。

イ 選定委員会の公開

選定委員会の会議は公開する。ただし、プロポーザルに参加しようとする者又は参加している者の会議の傍聴及び大野市情報公開条例（平成16年条例第4号）第7条各号に掲げる情報に係る部分等についてはこの限りでない。

(2) プレゼンテーション

ア 日時場所 令和7年10月21日（火） ※時間及び場所は別途通知する。

イ 実施時間 1事業者原則35分（説明20分、質疑応答15分）

ウ 出席者 1事業者につき3名までとする。

エ 準備物 パソコンを使用する場合は事前に事務局へ連絡し、パソコンは提案者側で準備すること。プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する。

オ 留意事項 プレゼンテーションは提出した提案書をもとに行うこと。
追加資料の配付はスクリーンに投影するスライドを印刷したものに限り認める。

カ 審査項目 別紙給食調理業務委託評価基準項目のとおり

キ 最低基準点 評価点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

8 実施要領等に関する質問

本実施要領及び添付資料に関する質問については、質問書により期日までに提出すること。なお、質問に対する回答については、9月10日（水）までに個別にメールで回答し、市HPに掲載する。

(1) 受付期間 令和7年8月20日（水）～9月3日（水）午後5時まで

(2) 提出書類 質問書（様式第7号）

(3) 提出先 5-(1) -エと同様

- (4) 提出方法 電子メールによること
- (5) その他 電子メールの件名には【給食調理業務プロボ質問】と入れること

9 留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、参加表明書の提出をもって本実施要領及び添付資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加者の失格

参加事業者が、次の事項に該当した場合には失格とする。

ア 実施要領に定める手続きを遵守しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 接触の禁止

選定委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合がある。

(4) 重複提案の禁止

1 参加事業者について、提案は1案とする。複数の提案はできない。

(5) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできない。

(6) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず、返却しない。

(7) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(8) 費用負担

応募に関して必要となる費用は参加事業者の負担とする。

(9) 著作権

参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、大野市に帰属するものとする。

(10) その他

実施要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、別途、応募参加者に通知する。

10 選定結果の通知及び公表

参加事業者全員に、10月下旬に文書にて通知する。また、市のホームページには11月中旬に受託者等を公表する。

1 1 添付資料

- (1) 受託者選定評価基準
- (2) 大野市小学校給食調理業務委託②仕様書
- (3) 参加表明書（様式第1－1号）
- (4) 誓約書（様式第1－2号）
- (5) 現場見学会参加申込書（様式第2号）
- (6) 調書等提出書（様式第3号）
- (7) 業務に関する調書（様式第4号の1～4号の6）
- (8) 参考業務価格（様式第5号）
- (9) 人員表（様式第6号）
- (10) 質問書（様式第7号）
- (11) 参加辞退届（様式第8号）

1 2 情報の公開

参加事業者の選定結果等について、情報公開請求書が提出された場合は、大野市情報公開条例に基づき、公開請求者に開示する。

1 3 法人税等について

会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、受託者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性があるため、税務課に問い合わせること。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へ問い合わせること。

1 4 問い合わせ先

大野市教育委員会教育総務課 担当：大久保、鳥山

〒912-8666 大野市天神町1番1号 大野市役所2階25番窓口

電話 0779-66-1111（内線2801） FAX 0779-69-9110

Eメール：kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp

(別紙)

受 託 者 選 定 評 価 基 準

番 号	評 価 項 目	主な評価ポイント	配点
1	学校給食に関する基本的な考え方	・ 安全安心な給食を提供するための理念 ・ 法令遵守 ・ 学校給食の意義や特色の理解度 ・ 調理業務に取り組む意欲	10点
2	組織体制	・ 雇用体系・人事・労務管理 ・ 大野市在住人材の雇用 ・ 従業員の配置計画 ・ 従業員の教育・各種研修体制	25点
3	安全衛生管理体制 職場環境への取組	・ 衛生管理体制や食中毒・異物混入の具体的な防止策 ・ 従業員の健康管理体制（熱中症対策） ・ 個別対応食（食物アレルギー等）を提供するための方策と事故防止策 ・ 従業員に対する福利厚生 ・ 損害賠償保険への加入	25点
4	食育推進への取組	・ 食育の推進に向けた協力 ・ 地場産給食についての考え方とその実現に向けた取組や工夫	10点
5	業務遂行能力	・ 学校給食調理業務の受託実績 ・ 市及び学校との連携及び連絡体制 ・ 代替調理員の確保や緊急時の体制	20点
6	経費見積額	・ 提案書を踏まえた見積額の妥当性	10点
7	経営状況 ※税理士のみ回答	・ 事業を実施する人員、資産、経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	10点
合 計			110点

